

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																										
			1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口																																										
5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝																																										
			12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安																																										
			16 赤口	17 先負	18 仏滅																																											
19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安																																										
26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負 昭和の日	30 仏滅	2026 5 <table border="1"> <thead> <tr> <th>SUN</th> <th>MON</th> <th>TUE</th> <th>WED</th> <th>THU</th> <th>FRI</th> <th>SAT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	3	4	5	6	7	1	2	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT																																										
3	4	5	6	7	1	2																																										
10	11	12	13	14	15	16																																										
17	18	19	20	21	22	23																																										
24	25	26	27	28	29	30																																										
31																																																

3月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出

労働者死傷病報告書(休業4日未満)の提出(1月～3月分)
 外国人雇用状況届出書(雇用保険の被保険者ではない外国人の3月雇入・離職分)
 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分)
 預金管理状況報告の提出

総務・経理のお仕事カレンダー 4月の税務と労務

税務

- 3月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 4月10日(金)まで
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 → 4月15日(水)まで
- 2月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→ 決算当日(月末決算では4月30日(木))まで
- 8月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では4月30日(木))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち5月・8月・11月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では4月30日(木))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち1月・2月決算法人(申告期限延長の場合は12月・1月・2月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では4月30日(木))まで
- 軽自動車税の納付 → 市町村条例指定日まで
- 固定資産税・都市計画税(第1期分)の納付 → 市町村条例指定日まで
- 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
★他人の土地・家屋の評価額と比較して自己の評価額の適正性を判断します。
→ 市町村長が公示する期間まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分) → 4月10日(金)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、1月～3月分) → 4月30日(木)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の3月雇入・離職分) → 4月30日(木)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分) → 4月30日(木)まで

● 預金管理状況報告の提出

★貯蓄金管理協定届に基づき労働者の預金の受入れをする使用者は、毎年3月31日以前1年間における預金の管理状況を、所定様式により所轄労働基準監督署長に報告 → 4月30日(木)まで

● 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

令和8年4月 社会保険の被扶養者認定の判定方法変更

社会保険の被扶養者認定における年間収入について、従来は認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判定していましたが、令和8年4月より労働契約段階で見込まれる年間収入を用いて被扶養者認定を行います。この場合の税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

社会保険は労働契約段階で見込まれる年間収入で被扶養者判定を行うようになりますが、税務は暦年の所得実績による扶養判定から変更ありません。

また、社会保険は労働条件通知書等に明確な規定がなく、予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込み額から除外して被扶養者判定を行うこととなりますが、税務は暦年の所得実績による扶養判定のため、時間外労働に対する賃金等も含めて扶養判定をします。

【労務上の注意点】

給与収入に関しては、労働条件通知書等に規定される時給・労働時間・日数等を用いて年間収入見込みを算出するようになりますが、給与収入以外は従来どおり収入証明書・課税証明書等により年間収入を判定します。

また、当判定方法の変更は認定日が令和8年4月1日以降となるものについて適用され、令和8年4月1日より前にさかのぼって認定する場合は、従来の取扱いにより判定します。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計Q&A



今月のテーマ 棚卸資産の評価方法について

税理士 磯山 仁志

Q 決算に際して棚卸資産の帳簿価額をどのように計算したらよいのでしょうか?

A 棚卸資産の評価方法は、原価法6種類と低価法6種類の合計12種類のうち、自社が採用した評価方法に基づいて計算してください。

棚卸資産とは、企業が販売や消費目的で保有する物品で、まだ社内に残っている財産価値のあるものを指します。いわゆる「在庫」です。これらは貸借対照表上、流動資産に分類され、商品、製品、原材料、仕掛品などとして計上します。決算時には売上原価を算定し、在庫を貸借対照表に計上するために、これらの棚卸資産の評価額を計算する必要があります。

法人税法で認められた棚卸資産の評価方法は、大きく分けて原価法と低価法の2種類があります。

1 原価法

棚卸資産の取得価額を基礎として評価する方法です。法人税法では原価法での取得価額の求め方について、次の6つの方法を認めています。

個別法	個々の棚卸資産の仕入価格を評価額とします。ただし、大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できません。
先入先出法	棚卸資産を種類ごとにそれぞれ最初に仕入れたものから販売されたものとみなし、期末に残っているのは最後に仕入れたものとみなして評価額を計算します。
総平均法	棚卸資産を種類ごとにそれぞれ期首と当期仕入れの総額を総数量で割った平均単価を評価額とします。簡易な計算で棚卸資産の評価を行うことができる方法です。
移動平均法	棚卸資産を種類ごとにそれぞれ仕入の都度、その時点の在庫と合わせて平均単価を計算し評価額とします。
最終仕入原価法	棚卸資産を種類ごとにそれぞれ期末に最も近い仕入れ時の単価を評価額とします。
売価還元法	棚卸資産をその種類等又は差益の率の異なるごとにそれぞれ期末時点での販売価額の合計額に、原価率を掛けて評価額を計算します。

2 低価法

上記原価法で算出した取得価額と、事業年度末の時価を比較し、いずれか低い方を評価額とする方法です。原価法には6つの方法がありますので、それと比較する低価法も6つの方法があります。

需要の低下や劣化などによって、取得時点よりも価値が急激に下がってしまうような場合には、低価法を使うと、より実態に即した会計処理を行うことができます。

これら12種類の方法のうち、どの方法で棚卸資産を評価するのかについては、その法人が任意に選択することができます。

ただし、新たに法人を設立した場合には、設立第1期の確定申告書の提出期限までに「棚卸資産の評価方法の届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

評価方法の届出を行わなかった場合には、「最終仕入原価法による原価法」が強制的に適用されます。

また、法人が選択した評価方法について他の評価方法に変更する場合には、その新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、「変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。

なお、いったん選択した棚卸資産の評価方法は特別な事情がない限り継続して適用すべきとされており、変更することについて特別な理由があるときを除いて、選択から相当期間（3年）を経過していない場合の変更は通常認められません。

計算が簡易で事前の届出も不要なことから「最終仕入原価法による原価法」を適用している法人が多いかと思います。ただし、扱っている商材の特性や種類の多寡によって、評価額と実態が乖離している場合もありますので、適切な管理と損益計算をするために、評価方法についてきちんと知っておく必要があるでしょう。